

令和元年5月17日

第23回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第23回総会議事録

1. 日 時 令和元5月17日(金) 午後3時00分
2. 会 場 飯坂支所 大会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 7番 渡邊 敏明
8番 加藤 功 9番 油井 妙子 10番 渡邊 俊春
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴 13番 佐藤ミツエ
14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
17番 関 健一 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一
20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕 22番 宍戸 薫
23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 6番 宍戸 忠一
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 菊田 いづみ
農地係長 阿部 裕一 主 査 吾妻 訓圭

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第6号 現況確認証明願出について
- 第7号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第8号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第9号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決について
- 第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここからは会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
農地係長	6番、宍戸忠一委員より欠席の旨届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期、第23回総会を開催いたします。
	福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
	1番、小山正雄委員、13番、佐藤ミツエ委員、を指名いたします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。
	福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
	会期は、本日17時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
	ご異議ございませんので、会期は本日17時30分までと決定いたします。
	議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
農地係長	【議案第1号から報告までを上程する。(146件)】
	合計146件、令和元年5月17日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫、以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
農地係長	2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転が13件、賃借権設定2件の計15件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番(発言を求める。)
議長	1番(発言を許可する。)
1番	整理番号1番の土地は、野菜生産が盛んな鎌田地区にあります。土地は小区画面積でありませけれども、譲受人の農地に連たんしており、耕作に利便性があること、それから2番の土地につきましては、大波地区の小区画面積ですが、譲受人の自作農地隣接であるために、耕作に利便性があるということから、区域協議会では許可相当と判断をいたしました。ご審議、よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番から3ページ、9番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号5番については、私に関連する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。4番、一時退席願います。

4番 （一時退席する。）

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号3番につきましては、譲渡人が高齢になりまして、譲受人は30代ということで、とうもろこしやりんご等も作っておりますが、自作地近くの土地なので、許可相当としました。

4番に関しましては、譲受人の規模拡大ということで、以前からこの土地をお借りして、桃の栽培をしていましたが、ようやく実がなるようになりまして、今回取得というようなことです。

5番につきましては、自作地続きで耕作利便ということでございます。

7番、8番、9番は関係しますが、7番に関しましては、平野の譲受人、自分の家では大規模に果樹をやっているのですが、ここの近所に直売所を出したいということで、7番に関しましては野菜、ハーブを作り、8番に関しましては桃を植えて、9番に関しましては、譲渡人は譲受人の父でありまして、田んぼを作るということでございます。

区域協議会で審議しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号5番、整理番号10番から4ページ、12番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号10番ですが、譲渡人が、同じ町会の譲受人に、田んぼを貸したいということです。

11番は生前贈与ということで、問題ないと思います。

12番は、譲渡人が高齢で、譲受人が規模拡大ということで、区域協議会では許可相当と判断しましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長	区域番号6番、整理番号13番から15番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番 議長	議長21番（発言を求める。） 21番（発言を許可する。）
21番	整理番号13番の件ですが、譲受人は双葉町の出身で、所有地が中間貯蔵施設となったため、環境庁の仲介によりまして、農地を取得するというごさいます。 14番ですが、譲渡人の畑は長い間放置されておりまして、地域の方からどうかしてほしいという意見が強かったのですが、譲受人が購入して、そばを作るということです。 15番の件ですが、譲渡人は弟さんで、兄に土地を譲ることなので、区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	5ページ、区域番号7番、整理番号16番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
23番 議長	議長23番（発言を求める。） 23番（発言を許可する。）
23番	整理番号16番については、私が関連する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。23番、一時退席願います。
23番 議長	（一時退席する。） それでは、議事を再開します。
24番 議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長24番（発言を求める。） 24番（発言を許可する。）
24番	整理番号16番の農地につきましては、桃が植栽されており、譲受人の耕作されている地続きということもあって、譲渡人が高齢により規模を縮小しているということもありまして、譲受人から買い入れの申し込みがありました。特に問題はなく、区域協議会では許可相当と判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から16番までの15件、原案のとおり許可と決定いたします。
農地係長 4番、23番 議長	4番、23番の委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 （入室、着席する。） 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号1番については、申請者が、当初は果物を作る予定だったそうなんですけれども、近所の人ちょっとした反対があったので太陽光に変わったということなので、区域協議会では妥当と判断しましたので、みなさんご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転6件、使用貸借権設定3件の計9件の許可申請で市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 譲渡人は相続によってこの土地を取得しておりました。しかし譲渡人は沖縄に在住しておりまして、耕作は困難であり、処分等を以前から考えておったようです。一方、譲受人は、今回は事務所の敷地拡張を計画しており、区域協議会では今回の申請は許可相当というふうに判断をいたしました。ご審議よろしくお願したいと思ひます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いたします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号3番につきましては、譲渡人は前にも、土地を転用して売っておりまして、今回も、周りが住宅地になっておりまして、問題はないということで、区域協議会では許可相当と判断しました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 整理番号4番についてですけれども、譲渡人と譲受人は親族関係にあります。場所は、住宅が並んでいるところの空き地になっております。次のページの議案第4号の整理番号1番と関連しております。

5番についてであります。携帯基地局建設のための工事中敷地としての一時転用の使用でございます。区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 議案書8ページ、区域番号5番、整理番号6番から10番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号6番、譲渡人が譲受人の神社に土地を渡したわけなんですけれども、これは、以前に渡しておいて、周りを色々確認したら、これだけの面積が出てきたというわけで、所有権移転の案件です。

7番、一般住宅敷地で、2種農地なので問題ないかと思えます。

8番、これは、宅地の拡張敷地ということで、住まいと店が違うので、松川の駅前の布団屋さんの宅地敷地の拡張になっております。

9番、譲渡人が不動産をやっているということで、建売住宅、それでこの場所は、既に外の住宅を建てていると思うので、農地には迷惑はかけないと思っております。

10番は親子関係で、一般住宅であります。

区域協議会では、問題ないと判断しましたので、皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から10番までの9件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた事業計画内容や転用期間が変更となったことによる変更承認申請で、計4件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を全て満たすものと考えます。

区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 9番（発言を許可する。）

9番 議案第3号、整理番号1番の案件の関連ですが、内容、事由については記載の通りです。区域協議会では問題なしと判断しました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いたします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 申請者が、用排水の工事が3か月延長ということでの申請なので、区域協議会では、許可相当と判断したので、よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いたします。

農地係長 区域番号6番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 区域番号6番、整理番号3番の件は、施工業者の変更によります、建築面積の変更ですので、区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いたします。

農地係長 区域番号7番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号4番の変更の中身につきましては、操業期間の延長ということでありまして、以前より除染の仮置き場として使っていて、利用状況については変わりがないということで、区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし〕の声
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし〕の声
議長	異議なしと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり許可と決定いたします。
農地係長	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。 10ページをお開きください。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、当初事業計画に基づいて転用許可を受けた後で、譲受人の都合により計画を履行できなくなったため、取消について申請者から願ひ出のあったものです。区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	この土地につきましては、平成7年に許可を受けた土地です。譲受人の母親が立子山出身でございます。その、母の故郷に戻ろうということで、住居を持つ予定で平成7年に土地を取得したわけですが、実は母親が亡くなって、その後、鹿児島県出身の父親が、体のこと等もありまして鹿児島県に帰ることになり、住居を建設することがかなわなくなりました。そして、この土地につきまして、譲渡人の了解のもとに、譲渡契約を解約するものでありまして、やむを得ない事情というように区域協議会では判断をいたしました。審議をよろしくお願ひ申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし〕の声
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし〕の声
議長	異議なしと認め、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。
農地係長	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。 11ページをご覧ください。議案第6号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認で

きた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 今、事務局から説明のあったとおり、平成31年4月25日に現地調査した結果、所有者の父親が死亡してから50年以上耕作をしていないということで、山林化して非農地、ということで、区域協議会では、妥当と考えておりますので、審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 12ページをご覧ください。議案第7号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。

福島県農業振興公社への貸付分が19件、57,456㎡、JAふくしま未来、農地利用集積円滑化団体への貸付が6件、9,265㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

議案書13ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番の土地については、土地所有者が、足が悪くて農業に従事できないというようなことから、中間管理機構に貸し出しをするものです。また、借り手の方は、農業專業者になっております。

整理番号2番につきましては、土地所有者が4月に勤務地が仙台市になりました。耕作は困難というようなことから、中間管理機構に貸し出しをするものです。借り手は專業農家でありまして、区域協議会では、1番、2番につきましては、特に問題はないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長	区域番号2番、整理番号3番から5番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求め。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号3番につきましては、利用権を設定する者の父親が矢野目の方なんですけれども、だいが前に亡くなっていてその土地を息子さんが耕作していたんですけれども、勤めている関係で、田んぼはやらないということで、貸し出すものです。 4番の土地の利用権を設定する者は、野菜は作っているんですけれども、高齢になりまして、借り受ける方は、若くて、周りで田んぼをやっております、なんら問題はございません。 5番に関しましては、利用権を設定する者は常勤でありまして、近くにいる若い借受人にお貸しするというので、区域協議会でも問題なしということでしたので、よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひいたします。
農地係長	14ページ、区域番号3番、整理番号6番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求め。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号6番でございますが、利用権を設定する者は、耕作できないというようなことで、一括して4,652㎡を一人の方が請け負うということで、請け負う方は現在、農業専業で、水稲、果樹などをやっている方で、作付は大丈夫だということで、区域協議会の中では妥当と判断しましたので、よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひいたします。
農地係長	区域番号4番、整理番号7番から9番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求め。）
議長	13番（発言を許可する。）
13番	整理番号7番、この土地はこれまで下飯坂の方に作っていただいていたのですが、新たに農業振興公社の仲介で新しい方が耕作することになりました。 8番は、利用権を設定する者の父親が亡くなり、なかなか農業をできないということで、貸すことになった件です。 同じく9番も、利用権を設定する者の父親が亡くなられて、フルーツライン沿いにある土地なんですけれども、町内の方々によってきれいに整地されていて、これから耕作の予定です。区域協議会では問題ないと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	15ページ、区域番号5番、整理番号10番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	19番（発言を許可する。）
19番	整理番号10番の件ですけれども、二本松に住む利用権を設定する者ができなくなって、水原では水田経営の最大手法人に貸すということで、区域協議会では妥当と判断しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号7番、整理番号11番から16ページ、19番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号11番から19番までの9件であります。利用権を設定される方々につきましては、いずれも高齢等により耕作ができないということでありまして、中間管理機構を通しまして、既に担い手の方々3名に振り分けが決まっております。3名の方々につきましては、何ら不安は無いということでありまして、区域協議会では計画を承認しておりますので、よろしくご審議お願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	17ページ、JAふくしま未来、農地利用集積円滑化団体への貸付分ですが、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号1番の土地の現在の所有者は、他産業に従事しております。勤務が非常に多忙になってきたということもありまして、農業が困難になってきたので貸し出したいということがあります。借り手は専業農家でございます。特に問題はないと、区域協議会では判断いたしました。よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号2番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいた

します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号2番に関しまして、利用権を設定する者は高齢となりまして、貸したいということで、借り人は専業でやっております、何ら問題はありません。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番から6番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号3番の、利用権の設定を受ける者は現役の方で、息子さんも農業をされるということで、問題はありません。

4番の、利用権を設定する者ですけれども、父親が亡くなり、近くの人たちで管理していましたが、今後、それが難しいということで、利用権の設定を受ける者に貸付されました。この方は、高齢ですが、耕作可能ということで、問題はないと思います。

5番も、同じ利用権を設定する者の件で、問題はありません。

6番の利用権を設定する者は、今まで農業をやっていない方なんですけれども、利用権の設定を受ける者に、やっていただきたいということでお願いしましたら、田んぼを手広くやっているのです、依頼することになりました。

何ら問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

農地係長 18ページ、議案第8号、福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。

なお、今回の案件につきましては、別添「転用見込みに関する調査書」のとおり、民間事業者が、国営農地開発事業吾妻小富士地区、通称吾妻開へにおいて、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、通称再エネ法を活用した太陽光発電事業を進めており、法律に基づく基本計画を作成するための農振除外申請です。

また、申請に当たっては法律に基づいた協議会が組織され、その中で具体的な太陽光パネル

の配置計画エリアが示されていることから、農地区分としては第1種農地ではありますが、再エネ法施行規則第3条で計画に含めることで、転用可能な農地の基準を満たしているものと判断されます。

区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 吾妻開パの太陽光事業については、再エネ法協議会に8番の委員が委嘱されておりますので、補足説明をお願いします。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号1番について説明します。只今事務局より説明があった通り、この計画全体は500haのうち約180haを使用しての太陽光発電の計画です。

今この場所を転用するには再エネ法を活用する以外ないということで、計画区域として福島市が決定する場合、予め農振区域から除外する必要があり、今回の議案に上がったわけです。区域協議会では具体的なパネルの配置計画の図面など見ない中で説明を受け、各委員からイメージがつかない、議論ができないという意見がありました。

また、今再エネ法による協議会が2回開催されました。そして今日第3回目の協議会が現地で行われ、ほかのメンバーが確認しております。

また、前回カナディアンから水流の調査をした結果、水が確実に溢れ出すという説明をしているにも拘らず、対策については何も示されておられません。

このような中で審議をしましたが、現時点では判断できないと。再エネ法に基づく協議会の意見も纏まってない中での判断はできないということで、現地調査の結果を踏まえて判断したいと考えますので、来月までの継続審議とさせていただきます。皆様のご意見を伺います。

議長 只今の説明に対して、再エネ法協議会に、吾妻区域からも24番の委員が委嘱されておりますので、只今の説明について、追加発言ございますか。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 詳細については、只今説明あったとおりです。計画地と水系が佐原と吾妻地区にわたる計画であり、8番の委員と吾妻地区からは私が代表で参加させていただいております。

協議会としては、地元代表や営農者が参加して意見を述べられています。

意見を集約すると、地下水やワサビ栽培者から湧き水の管理、井戸水、河川など水の問題で、議論している最中です。

協議会の中ではまだ方向性は出しておりません。

また調査書の第2項第4号というところに、「周辺農地の営農条件への支障があると認められる場合」、調査書には「該当しない」と書いてありますが、わさび栽培者等は懸念を持っております。営農に対する懸念がある以上、私も条件を満たしていないと考えておりますので、農業委員会で判断するには時期尚早と吾妻区域での意見は集約されました。

議長 只今、両委員からお話がありましたように、まだ結論に達していないということでもあります。来月までの継続審議とすべきとの意見がありました。事務局、継続審議することに問題ありますか。

農地係長	福島市長への回答期限については来月までで問題ありません。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	議長、今回の件は継続審議となりましたが、今後各地区で大規模ソーラーの設置計画があります。農業委員会総会で合議するとなれば、吾妻区域協議会でも制度の理解が進みませんでした。今後の案件については小委員会を作り議論する等ルールを作り合意形成を図らないと難しいと感じます。会長、事務局で配慮をお願いします。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	松川区域でも水原開パ200haの説明を受けたが、具体的なものが見えてこない。一つの区域に任せることなく、農業委員会として方向性を示したほうが、区域での判断材料になる。まずは農業委員会で情報を収集したらどうか。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	吾妻開パでは500haのうち180haが太陽光発電計画で考えれば全て農地ではないはず。林地が入れば森林法、環境アセス等他法令が関与するので農業委員会だけで判断するのは難しい。 事前に関係部署と事務局で課題を整理するべきだ。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	今回は農振除外の案件です。開パ500haのうちの180haだが、もう1つの業者が入っており合わせると300haを超えます。そのうち今回の案件は事業者が事業を進めたい計画で、その前に農振除外してほしいという内容です。除外したから事業着工ということではなく、次に農地転用がありますので時間を要することにはなりますが、区域協議会では初めに農振除外することがハードルの高いという理由で、継続審議としてほしい、ということです。
議長	事務局の方で補足説明はありますか。
農地係長	補足説明ですが、今回の申請は申請者は別の名称になっているんですが、実質的な事業者は、太陽光パネルの設置をしている会社であり、開パの申請地180haの約半分を使いパネルを設置したいと、数年前から申請しているものです。それに対して今年3月に農業振興区域の総合見直しがあり、その時に（開パの）約8割を山林化していることで除外されており、今回は山林化の程度が低いために耕作が可能と、残った部分について太陽光パネルを設置したいから農振から除外してほしい、ということで今回の30haについて申請があったものになります。 今回の申請は、再エネ法を活用しないと転用が出来ないので、再エネ法の協議会には農業委員会からは8番と24番の委員に出席いただき、議論をお願いしています。 開発に当たっては山林部分もあるので、そういった場合は各法律に基づいた手続きをして、最後に残った農地の転用について、地元の意見が入った協議会で、全会一致で許可相当にならないと事業にならない、という制度です。 転用に当たっては地域の農業振興に資する取組みということで地域還元策を話し合っ

域貢献に資するということであれば転用が認められる、という流れです。

今回はその流れの中での農振除外について、農業委員会の意見決定ということですので、8番と24番の委員から説明があった通り継続して審査しないと結論が出ないと言うことであれば、来月までの継続審議ということでやむを得ないと思っています。

議長 局長。

事務局長 24番の委員から話があった、今後のことを踏まえたやり方は、農業委員会が判断するためのルールについては、貴重な意見ですので検討したいと思います。

18番 事務局長 検討するとは、どういう検討をするのか。

事務局長 農業委員会が判断する好ましいやりかたです。今は個別協議会に預けて困ってしまったわけですね。そういうことが無いようなルールというものを考えていきたいと思いました。

19番 議長 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 参考までに、松川開パは、協議会は出来ていないが、詳細は示されている。砂防ダムは1か所は完成し、2か所目の工事中だ。

大雨については地元意見としては、降ってみないとわからないが、逆に干ばつの為の調整池は作ってほしいと要望は出しています。

環境アセスは実施しておりますが、協議会は吾妻開パが先行しているので情報を聞きながら対応したい。

議長 事務局。

農地係長 農振除外のルールとか問題については、来月の総会後に役員会を予定しているので、今ある小委員会を使うか別に作るかも含めて、議論させていただきたいということで、よろしいでしょうか。

18番 （事務局から）図面や意見について渡されたが、理解するのに難しい。また、外国資本の投資家のような人が訪問してきた。地元では作った方がいいが後で放棄されるのは困る。

1番 農地係長 市長から意見を求められたということは、農政として一定の見解は示されているのか。

3月に農業振興整備計画で作ったものは12月に各区域協議会で、農政部で出席して説明して、その内容は3月に除外を行っております。今回については同じ開パの中でも山林と見なせず耕作可能と判断された場所になります。

ここは、各個別に除外申請ということで、事業者から申請があつて、書類が整っていれば福島市としては農業を振興していく区域ではないということで除外する。そのような考えについて農業委員会としてはどう思いますか、という照会になります。

議長 よろしいですか。厳しい問題ですが、今回この議案については継続審議すべきとの意見がありました。事務局でも回答期限は来月まで問題ないということですので継続審議ということで、ご意見、ご異議ございませんか。

1番 議長 継続審議をして、来月、結論を出すということですか。

議長 そういうことになります。

1番 次長 市長部局は、原則、問題なしというお話なんですよ。

農地係長 問題ないというか、やむを得ないということですか。

只今の質問ですが、農政として除外するのにやむを得ないか、という意見で、実際にそこを太陽光に認めるかということは、今立ち上がっている協議会で議論して、地区の方も入って

何も問題なければ許可と言うことになる。

農振除外で農業を振興していく地域でないけれども、皆さんの意見がまとまらなければ事業が途中でストップするという事も考えられる。

1番
農地係長
農地係長
1番
農地係長
議長
議長
議長
次長
議長
議長
次長

そうすると、農振を外しても農地で残る。農地の上にソーラーを設置する、シェアリングしますよという意味か。そうすると農地に何を作るのか。

農振除外するにあたって、様々な理由が考えられるが、例えば家を作りたいので配置計画を示して、周辺農地に問題が無ければ除外となりますが、今回の場合は再生可能エネルギー法に基づいて事業を実施したいので、ここの農振を除外してほしい、という案件になります。農振除外された後でここで事業が出来ないと言う場合、どうするかについては別の話になります。

だけど農振除外と農地転用は連動しているんでしょう。

今後の議論については、農業委員会としては、ここを農業振興していく地域として残していくかという意見を求められているということです。

はい、よろしいですか。

それでは、議案第8号については来月までの継続審議とすることの異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議ありませんので、議案第8号、福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、整理番号1番の1件は、来月までの継続審議といたします。須南区域及び吾妻区域において、引続き意見の集約についてよろしくお願ひします。

次に、議案第9号について事務局の説明を求めます。

20ページをご覧ください。議案第9号、農業者年金加入推進活動計画の承認議決についてでございます。

こちらにつきましては、令和元年度の農業者年金加入を推進するための活動計画となります。「新1・1・1運動」に併せて福島市農業委員会としての加入推進活動計画を区域ごとに策定し取り組むものでございます。内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認め、議案第9号、農業者年金加入推進活動計画の承認議決について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第10号について事務局の説明を求めます。

26ページをご覧ください。議案第10号、農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。このことについて、福島市長から意見を求められたので、これを承認するもので、こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が5月24日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願ひいたします。27ページ、新規の認定農業

者につきまして、区域番号4番、整理番号1番の1件、内容につきまして、詳細は「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願ひします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求め。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 申請者は、父親が地区の代表者として活躍されている農家でありまして、その息子さんです。これから先も農業をすると見込まれますので、区域協議会では、問題ないと判断いたしました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひいたします。

次長 区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求め。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 内容は記載の通りであります。年齢も若く、頑張っているのです、区域協議会でも協力していきたいので、よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひいたします。

次長 区域番号7番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求め。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号3番につきましては、新規となっておりますが、以前から認定を受けておりまして、間が空いてしまったので改めて申請をしていただきました。吾妻区域で推進委員もしており、今現在はJA新ふくしまの小菊の副部長をしております。ということで、経営改善計画の内容は適正と、区域協議会では認めましたので、よろしくご審議お願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひいたします。

次長 次に、28ページ認定農業者の再認定について、区域番号2番、整理番号1番から4番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

7番 議長7番（発言を求め。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号2番については、私の認定に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。7番、一時退席願ひます。

7番
議長 (一時退席する。)

それでは、議事を再開します。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番
議長 議長4番(発言を求める。)

4番 4番(発言を許可する。)

4番 整理番号1番は若い方で、これからが期待される方ですし、2、3、4番の方は、ベテランの方でありまして、目標の5年後の改善計画は達成できるものと区域協議会では判断しております。よろしくご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

全員 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号3番、整理番号5番から29ページ9番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番
議長 議長10番(発言を求める。)

10番 10番(発言を許可する。)

10番 いずれも再認定でございまして、現在、地域の担い手として活躍をしている方々です。整理番号8番については推進委員も兼ねており、区域協議会の中では、特に問題はないということです。よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号4番、整理番号10番から31ページ17番までの8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番
議長 議長13番(発言を求める。)

13番 13番(発言を許可する。)

13番 整理番号10番は、今年からJA南支店の桃班長となり、頑張っている方です。
11番は父親と娘婿さんですけれども、4人でこの面積をこなしておりますので、問題はないと思います。
12番は、常時勤務されている方が6名というお話を聞きました。果樹を増やす考えでいるそうですので、この方も間違いないと思います。
13番は、2人の労働力になっていますが、母親が高齢で、心配な面はあるんですけども、地区の中でも素晴らしい品物を作っております。
14番は、老木の改植を行って、経営を安定させていきたいという考えをお持ちの方だそうで、この方も5年後が楽しみです。
15番は、安定した収入を得るために、いろいろ頑張っているそうです。
16番は、湯野管内の中でも、2件ほど梨を作っている中の1件だそうです。こちらも、間違いないと思います。
17番は、りんごを作っている方ですけれども、最近では鳥獣被害が増えていると聞きました。

それでも3人で、農業を頑張っていきたいという考えですので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひいたします。

次長 区域番号5番、整理番号18番から32ページ23番まで及び、34ページ31番の7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号18、19、20、21は、全て、地域の中で家族農業を一生懸命頑張っている農家であります。

22番は松川町水稻部長もやっております。本当に頑張っている人です。

23番は酪農家なので、40aということで、大変、頑張っている方だと思っております。

31番は、大森水原線の、水原に入ってすぐの酪農をしている法人であります。地元でも、デントコーンの作付など、地元の遊休農地対策に対しての協力をいただいている方なので、区域協議会では妥当だと、判断しましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひいたします。

次長 区域番号6番、整理番号24番から33ページ27番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号24番については、私が認定を受ける案件ですので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。20番、一時退席願ひます。

20番 （一時退席する。）

議長 それでは、議事を再開します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号24番から27番までの4件ですが、いずれの方も優秀な農業経営を行っており、区域協議会では5年後の目標も達成できるものとみなし、問題なしと判断されました。審議の程、よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひいたします。

次長 区域番号7番、整理番号28番から34ページ30番までの3件、詳細は「議案書」のとおり

りです。よろしくお願いいたします。

議長 職務代理、22番（発言を求める。）

職務代理 22番（発言を許可する。）

議長 整理番号30番については、私の認定に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

職務代理 議事を一時休議します。22番、一時退席願います。
（一時退席する。）

議長 それでは、農業委員会等に関する法律第5条及び福島市農業委員会会議規則第5条により、
暫時議長を務めさせていただきます。
議事を再開します。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号28、29、30の3件につきまして、いずれも再認定であり、経営改善計画の内容
内容につきましては、区域協議会で適正と判断いたしましたので、よろしくご審議をお願い
いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 続きまして、議案書35ページ、認定農業者の変更認定について、区域番号4番、整理番号
1番の1件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号1番は、ももを主体とする大農家で、これから何本も手を付けようとしているお話
を聞きました。5年後の結果を期待したいと思っておりますので、間違いないと判断いたしました。
よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いいたします
します。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号2番ですが、水稻を、大面積やっている方なので、5年後を楽しみにしています。
共同申請であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号6番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号3番は、大きく面積をやっている方が、親子で共同申請ということなので、区域協議会では問題なしと判断されました。審議の程よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 議案書36ページ、認定新規就農者について、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番のご家族はみんな農業に従事しており、父親は米・野菜・6次化などで農業を展開していると。それから、母親は、農協の理事をなさっていると。その息子さんなわけですけれど、父親から離れて、農業を展開したいと、というようなことでございまして、年齢的に考えてもこれから頑張っていただける人の1人と、いうふうに思っております。新規就農者として認定いただけるよう、お願い申し上げたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第10号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

7番、20番、22番 7番、20番、22番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

22番 （入室、着席する。）

22番 ここからは、引続き議長を務めさせていただきます。

議長 次に、報告を事務局よりお願いいたします。

農地係長 議案書37ページ以降になります。報告第1号から報告第7号まで、49ページまでとなりますが、詳細につきましては記載の通りでございます。報告については以上となります。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了いたします。

議長 続きまして、5月10日に開催された市長を囲む懇談会について、大宮篤司会長職務代理より報告していただきます。

会長職務代理 新しい市長になりまして2回目の懇談会ということになります。出席者は会長、私、各区域協議会長さん、それから女性農業委員の方々、が、農業委員会の方で、福島市の方からは、

市長を始め、農政部長、次長、各課長、農業委員会事務局長、次長、農地係長、という形で、大変大勢の方々が市長応接室の中で囲んで来ました。

内容につきましては、まず市長の方からのご挨拶として、高齢化や、耕作放棄地が増え、有害鳥獣の被害も増えている中、持続してやっていける体制づくりを強化していきたいと、いう話がありました。

道の駅構想に関しては、周りの直売所の方々から歓迎されていない面もあるような話を聞いて、これからのやり方次第だろうなという感じはしました。

次に会長のご挨拶がありまして、その後に私から春先の生育状況について、説明をいたしました。それからみなさんの各区域協議会、あるいは女性農業委員の方々から、いろんな意見がありました。何点か説明しますと、中山間地等の直接支払制度の5年目以降の再申請について、事務手続きを簡素化できるように要望していきたいという話もありました。

それから、外国人の雇用や、太陽光発電について、また、種子法の廃止による影響への懸念や、有害鳥獣対策などについての話がありました。

各委員からは、ぶどうの栽培の事例の報告や、フラワーアートプロジェクトをやっているところの紹介もありましたが、課題などの話も出ました。

話し合いの印象としては、ある程度具体性が無いと認めてもらえない、我々としてもしっかりした考えを持って要望していかないといけないという感じで聞いておりました。

議長

ありがとうございました。次に、5月11日に開催された、第1回農業ふれあい体験について、実行委員長の佐藤ミツエ委員より報告していただきます。

13番

当日は好天に恵まれ、参加者、大人14名、子供18名、合計32名、そして飯坂区域協議会の役員の方々を始めスタッフ全員を合わせると22名、総勢54名の大所帯で、協力を得ながら行いました。

始めに、湯野畑かん第一揚水場の西根堰を見学しました。随所で、推進委員の方々が暑い中立っていただき、誘導していただきました。

次に、職務代理のりんご畑で摘果作業を行いました。

その後で、アンケートを書いていただきながら、りんごを、砂糖を入れずに煮て凍らせたものにヨーグルトを入れて出しまして、好評でした。冷たくしたきゅうりも、みなさん、おいしそうに食べていたのが印象的でした。

終わりに、職務代理がスプリンクラーで水を出して説明してくれましたが、子供たちは濡れてびしょびしょになりながらも、一番印象に残った体験だったかのように思えました。

みなさんのご協力を得て、第1回を無事、終えることができました。本当にありがとうございました。

次回は安齋推進委員さんの桃畑を借りて、採れたての桃で料理教室を予定しています。

議長

ありがとうございました。次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会においてご報告いたしました。追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

事務局

追加、変更等ございません。

議長

その他、皆様からなにかございませんか。

(その他、発言なし。)

議長

何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

職務代理

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

(職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第23回総会を終了いたします。

(午後5時00分)

令和元年5月17日

これは、福島市農業委員会第23回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人1番 _____

議事録署名人13番 _____